

大磯町で創業しませんか？

～大磯町特定創業支援等事業のご案内～

Q. 特定創業支援等事業って？

A. 特定創業支援事業とは、創業に必要な知識（経営、財務、人材育成、販路開拓）が全て身に付く継続的な支援事業です。

この支援を受けた創業者・創業希望者の方は、受講後に大磯町から証明書の発行を受けることで、一般の創業者よりも手厚い優遇措置を受けることができます。

【優遇措置】

1

会社設立時の登録免許税軽減

2

無担保、第三者保証人なしの創業関連保証の対象期間の拡大

3

日本政策金融公庫の「新規開業資金」の貸付利率引き下げ

4

神奈川県制度融資の創業支援融資（創業特例）における貸付利率等の引き下げ

5

大磯町独自の補助金や融資優遇等

詳細は、裏面 または 町のホームページ をご確認ください



大磯町 産業観光課

大磯町 創業支援

検索

・大磯町商工会

事業計画が作成段階にある方に対し、専門家や経営指導員が継続的に、1ヶ月以上にわたり4回以上「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」に関する知識の習得や事業計画の作成を支援します。

相談窓口	住所	連絡先
大磯町商工会	大磯町大磯 927-12	0463-61-0871

・中南信用金庫

事業計画が作成段階にある方に対し、個別相談事業を1ヶ月以上にわたり4回以上実施し、「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」に関する知識の習得や事業計画の作成を支援します。

相談窓口	住所	連絡先
中南信用金庫本店	大磯町大磯 1133-1	0463-61-7200
中南信用金庫高麗支店	大磯町高麗 3丁目 2-34	0463-31-3211
中南信用金庫国府支店	大磯町月京 5-3	0463-71-2332

証明書発行の流れ

特定創業支援等事業による支援を受けたことについての証明の申請を希望する方は、特定創業支援等事業を受講後「証明申請書」及び「個人情報提供に関する同意書」を町へ提出してください。

※ 申請から証明書発行まで、3週間程度かかります。

※ 証明書の有効期限は、証明日から「令和9年3月31日（現行）」もしくは創業後5年が経過した日のどちらか早い日付となります。

【提出先】

〒255-0003 中郡大磯町大磯 1398 番地 18 大磯港港湾管理事務所内
大磯町産業観光課みなと推進係 宛

発行対象者

次のいずれかを満たす方のみが、証明書の発行対象となります。

現在事業を営んでいない個人で、これから創業を行おうとする者

創業後5年未満の者

※ 既に会社法上の法人化をしている場合であっても、創業後5年未満であれば対象となります。

※ 同一経営者が2社目を創業する場合は対象外です。

問合せ：大磯町産業環境部産業観光課みなと推進係 ☎0463-61-5719